

企業会計基準委員会 御中

社団法人 日本貿易会  
経 理 委 員 会

「有限責任事業組合及び合同会社に対する出資者の会計処理に関する  
実務上の取扱い（案）」に関するコメントについて

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

1 月 27 日に貴会より公表されました論点整理につきまして、当会において検討致しました結果、次の通り意見を提出させていただきますので、今後の審議においてご配慮頂きたく、よろしくお願ひ申し上げます。

敬具

全般

- ・ 投資事業組合についての記載は金融商品会計にあるものの、その実務上の処理については説明が乏しく、不明な点も多いが、有限責任事業組合及び合同会社は従来の投資事業組合に比してさらに自由な形態をとることができることから、実務上の処理に困惑する局面が出てくると想定される。例えば、組合員の全員の合意を得て、新規に組合に参加する組合員が将来性を見込んで既存の組合員より当該組合員の持分簿価を上回る出資額をする（「のれん」が発生する）場合や、設立から期中の損益の取り込み方（特に、有限責任と出資者の出資金との関係）、出資比率と異なる損益分配を定めた場合は、損益の持分相当額を調整するとあるが、具体的にどのような処理を行うことを求めているのか、そして清算といった各時点での事象が発生した場合等の具体的な設例を設けていただけると、実務上非常に有益のため、是非追記願いたい。

Q2 有限責任事業組合への出資に関する会計処理（連結）について

- ・ 組合の特殊性（自由契約、総組合員の同意等）を勘案した場合、通常ของบริษัท形態に対する投資とは別に連結範囲を定める必要もあるのではないか（例えば米国基準並みに 3～5% 程度の出資であっても持分法を適用するなど）。  
また、連結上関係会社とならなかった有限責任事業組合についての連結財務諸表上での取扱いが不明瞭であるため、明確にして頂きたい。

Q3、Q4 合同会社への出資に関する会計処理（個別・連結）について

- ・ 合同会社が会社形態に近いというのは総論では理解できるが、個別事業体を見た場合は組合に近いものも出てくることも考えられ、個別に組合出資に準じるのか、会社形態に近いか判定を行い、場合によっては組合に準じた処理を行う必要もあると考える。

Q5 適用時期について

- ・ 適用時期について、「有限責任事業組合については、公表日以後終了する中間連結会計期間及び中間会計期間並びに連結会計年度及び事業年度から適用する」とあるが、「有限責任事業組合契約に関する法律」は既に施行済みのため基準の確定後すぐに適用となり、周知徹底期間が短すぎないか懸念が残る。

以 上